

令和8年度和歌山県労働情報センター運営事業（労働相談室運営業務）  
委託事業者選定プロポーザル募集要項

## 1 概要

(1) 委託事業名

令和8年度和歌山県労働情報センター運営事業（労働相談室運営業務）

(2) 事業の目的

雇用・労働に関する問題全般について、労働者及び使用者の双方を対象に助言等の相談支援を行うことにより、県内における労使関係の安定及び働きやすい職場環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(3) 見積り上限額（予定）

2, 684, 000円（うち、消費税及び地方消費税の額244, 000円）

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 労働相談室の運営に係る業務の内容等

(1) 労働相談室の設置場所

和歌山県労働センター1階「和歌山県労働情報センター」内  
(所在地 和歌山市北出島一丁目5番46号)

(2) 労働相談室の開室日時

ア 毎週火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日 午後4時から午後8時まで  
イ 毎週土曜日及び日曜日 午前10時から午後4時まで  
ウ 毎週月曜日並びに祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休室日とする。なお、所定の休室日ほか、臨時に休室する場合は、事前に県の承認を得るものとする。

(3) 業務内容

ア 相談員の選任及び労働相談室への配置  
イ 労働相談への対応、助言等  
ウ 関係機関との連携、協力等  
エ 実績状況報告書の作成等  
オ 近畿ブロック労働相談員経験交流会への参加等  
カ その他、アからオまでの業務に付随して必要となる業務

## 3 本プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 別紙に掲げる全ての要件を満たすもの

(2) 和歌山県の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

## 4 公募スケジュール

事 項	期間・期日等
(1) 募集要項、仕様書及び審査項目の公表	令和8年3月11日（水）まで
(2) プロポーザル参加申込書の提出	令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）
(3) 企画提案書の作成等に係る質問の受付	令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）
(4) 質問への回答	令和8年3月6日（金）までに回答（予定）
(5) 企画提案書等の提出	令和8年3月11日（水）午後5時まで（必着）
(6) 選定委員会の開催（提案事業者による プレゼンテーション、提案内容の審査、 契約候補者の選定等）	令和8年3月19日（木）予定 ※プレゼンテーションの詳細については、7(1)参照 ※(2)の参加申込書を提出した事業者には、個別に プレゼンテーションの開催日時等を通知する。
(7) 審査結果の通知	契約候補者の選定後、速やかに通知

※天災地変、感染症の拡大等、状況によっては、提案事業者によるプレゼンテーションを実施しない場合がある（7(1)ウ参照）。

## 5 提出書類

### (1) 提出書類

別表のとおり

### (2) プロポーザル参加申込書（別表1）の提出について

#### ア 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

#### イ 提出先

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局 労働政策課

（〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地）

※持参の場合は、開庁日（平日）の午前9時から午後5時までに提出すること。

※FAX番号： 073-422-5004 （電話で受信確認をすること）

※電子メール： e0606001@pref.wakayama.lg.jp

#### ウ 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）

### (3) 企画提案書等（別表2～8）の提出について

#### ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

#### イ 提出先

(2)イに同じ

#### ウ 提出期限

令和7年3月11日（水）午後5時まで（必着）

(4) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないものとする。  
(ただし、企画提案の内容については、提案者の了解の上、今後の県事業の実施に当たつての参考資料とすることがある。)
- ウ 企画提案書等は、審査の実施等のため、必要に応じて複製することがある。
- エ 提出のあった企画提案書等は、返却しない。

**6 企画提案書の作成等に関する質問の受付について**

(1) 質問の受付期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問の方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

5 (2)イに同じ

(4) 質問の様式

様式は自由とするが、次の事項を明記すること。

- ア 電子メールによる場合は、件名を「労働相談室運営業務に関する質問」として送信すること。
- イ 事業者名、部署、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）を記載すること。
- ウ 質問の表題は本文の冒頭に記載すること。
- エ 企画提案の審査に係る質問には回答できないので留意すること。

(5) 回答の方法等

- ア 質問に対しては、原則として令和8年3月6日（金）までに書面（FAXを含む。）により回答し、その内容については、県労働政策課ホームページへの掲載の方法により公表する。
- イ ただし、質問の内容が軽微なものである場合は、県の担当者の口頭による回答のみとすることがある。

**7 企画提案の審査**

(1) 審査の方法について

- ア 和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事前に提出された企画提案書等の提出書類及び提案事業者によるプレゼンテーションの内容に基づき審査する。

#### イ プレゼンテーションの実施について

(ア) 実施日程 令和8年3月19日（木）予定

※プロポーザル参加申込書を提出した事業者に対しては、個別に開催日時、会場等を通知する。

(イ) 内容 企画提案の内容について10分間程度のプレゼンテーションを実施し、その終了後、別途、10分間程度の質疑応答の時間を設ける。

ウ 天災地変、感染症の拡大等、状況によっては、提案事業者によるプレゼンテーションを実施しないことがある。この場合においては、企画提案書等の提出書類のみに基づき、提案内容を審査するものとする。

なお、プレゼンテーションを実施せず、提出書類のみによる審査に変更する場合は、参加申込書を提出した事業者に対し、その旨を通知する。

#### (2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、企画提案の採否にかかわらず、各提案者に対し書面等により通知するとともに、県労働政策課のホームページにおいて契約候補者の名称及び評価点を公表する。

### 8 失格の条件

次のいずれかに該当する提案は、失格となることがある。

- (1) 3に定める本プロポーザルへの参加資格要件を満たさない提案者によるもの
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限等の条件に適合しないもの
- (3) 仕様書等で定める企画提案書の作成に係る条件に適合しないもの
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されているもの
- (6) 次に掲げるいずれかの行為をした提案者によるもの

ア 委員に対して、直接であるか間接であるかを問わず、故意に接触を求める。

イ 他の提案者との間で、企画提案の意思又はその内容等について相談を行うこと。

ウ 契約候補者の選定が終了するまでの間に、他の提案者に対して企画提案の内容等を意図的に開示すること。

エ 企画提案に関する書類等に虚偽の内容を記載すること。

オ アからエまでのほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正の行為を行うこと。

### 9 契約の締結

審査の結果、契約候補者に選定された事業者は、県との間で仕様書及び当該事業者による企画提案の内容に基づき契約の締結に向けた協議を行い、業務の内容等を確定した上で契約を締結するものとする。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約の締結を辞退した場合は、審査における企画提案の評価点が次点となった提案者と契約の締結に向けた協議を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 本プロポーザル及び契約締結に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 和歌山県議会令和8年2月定例会において本事業に係る予算案が可決されず、その執行が不可能となった場合は、これを中止若しくは延期し、又はその内容の全部若しくは一部を変更して実施するものとする。

(別紙)

本要項3(1)に定める要件は、次のいずれにも該当する者であることとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被輔助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの  
カ 破産者で復権を得ていない者

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する  
と認められる者であって、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を  
代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は主たる事務所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 申請日現在において1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては相談業務又はそれに関連する業務を実施していること。

(7) 本プロポーザルへの参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第2号に規定する暴力団員以外の者であつて暴力団と関係を有しながらその組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの(以下「暴力団等」という。)が経営し又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 製造委託等契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行について、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札について、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度について、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者